

訪問介護重要事項説明書

<令和7年6月1日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0480-67-0069(8時30分~17時30分まで)

担当 訪問介護ステーションひばりの里

管理 者 小山 美穂子

※ ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2. 訪問介護ステーションひばりの里の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名	訪問介護ステーション ひばりの里			
所在地	加須市久下字高畑1625番地1			
介護保険指定番号	訪問介護 (埼玉県 1173800481)			
サービスを提供する地域(訪問)	加須市・羽生市・久喜市 (旧鷺宮町)			

(2) 職員体制

区分	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 兼 サービス提供責任者	介護福祉士	1名	一	業務の管理等 訪問介護計画作成 訪問介護等	1名
サービス提供責任者 兼 訪問介護員	介護福祉士	0名	1名	訪問介護計画作成 訪問介護等	1名
訪問介護員	介護福祉士 2級ヘルパー	1名 0名	1名 6名	訪問介護等 〃	2名 6名

(3) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日 ただし、12月29日から1月3日までを除く

営業時間 8時30分から17時30分

(電話等により24時間常時連絡可能)

(4) サービス提供時間帯

月曜日から土曜日 8時00分から18時00分 (通常時間帯)

早朝 (6時から8時)、夜間 (18時から22時)、深夜 (22時から翌朝6時)

につきましては、ご相談下さい。

3. サービス内容

(1) 身体介護

入浴介助・食事介助・排せつ介助・移動介助等の介護を行います。

(2) 生活援助

買い物・調理・掃除・洗濯等日常生活上の援助を行います。

4. 料金

(1) 利用料

- 所定単位に加須市（6級地）の1単位の単価10.42円を乗じた額の1～3割をご負担して頂きます。負担割合は介護負担割合証に記載されていますのでご確認ください。ただし介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【ア 基本利用料】

利用した場合の基本利用料は以下の通りです。

- 利用料には訪問介護処遇改善加算II（所定単位×1000分の224）を含みます。

(地域区分別1単位の単価(6級地)10.42円)

区分	一回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
身体介護	20分未満	2,084円	209円	417円	626円
	20分以上30分未満	3,115円	312円	623円	935円
	30分以上1時間未満	4,939円	494円	988円	1,482円
	1時間以上1時間30分未満	7,231円	724円	1,447円	2,170円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	1,042円を加算	105円を加算	209円を加算	313円を加算
引き継ぎ生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)		833円を加算	84円を加算	167円を加算	250円を加算
生活援助	20分以上45分未満	2,281円	229円	457円	685円
	45分以上	2,802円	281円	561円	841円

- 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。
- 一回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間によるものとします。

【イ 加算】

夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合。

- 利用料には訪問介護処遇改善加算II（所定単位×1000分の224）を含みます。

区分	一回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
身体介護 (夜間・早朝加算)	20分未満	2,605円	261円	521円	782円
	20分以上30分未満	3,886円	389円	778円	1,166円
	30分以上1時間未満	6,168円	617円	1,234円	1,851円
	1時間以上1時間30分未満	9,044円	905円	1,809円	2,714円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	1,802円を加算	131円を加算	261円を加算	391円を加算
引き続き生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)		1,031円を加算	104円を加算	207円を加算	310円を加算
生活援助 (夜間・早朝加算)	20分以上45分未満	2,855円	286円	571円	857円
	45分以上	3,511円	352円	703円	1,054円

深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合。

区分	一回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
身体介護 (深夜加算)	20分未満	3,126円	313円	626円	938円
	20分以上30分未満	4,668円	467円	934円	1,401円
	30分以上1時間未満	7,408円	741円	1,482円	2,223円
	1時間以上1時間30分未満	10,857円	1,086円	2,172円	3,258円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	1,573円を加算	158円を加算	315円を加算	472円を加算
引き続き生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)		1,250円を加算	125円を加算	250円を加算	375円を加算
生活援助 (深夜加算)	20分以上45分未満	3,428円	343円	686円	1,029円
	45分以上	4,209円	421円	842円	1,263円

区分	一回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 1,271円	128円	255円	382円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を	1月につき 2,552円	256円	511円	766円

行うか他の訪問介護員に同行した場合				
-------------------	--	--	--	--

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行なう指定訪問介護に要した交通費については、実費を徴収させて頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とします。

通所の事業の実施地域を越えた地点から、5km～10km未満 300円（往復）

通常の事業の実施地域を越えた地点から、10km～15km未満 500円（往復）

通常の事業の実施地域を越えた地点から、15km～ 600円（往復）

(3) キャンセル料(取消料)

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日 17時までにご連絡いただいた場合	無料
利用予定日の前日 17時までにご連絡がなかった場合	利用料の自己負担分

(4) 料金のお支払い方法

① 毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、その月の末日までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払いは口座振替又は銀行振込にてお願いいたします。現金での集金を希望される場合はご相談ください。

※口座振替の場合は別途、銀行指定の口座振替依頼書にご記入をしていただきます。

振替日は、毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）といたします。

② 利用者の居宅で、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話の費用及び交通費の実費(通院・買い物などの際交通機関を利用した場合)の費用は利用者のご負担になります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。担当者がご相談を承ります。契約を締結した後、サービスを開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合、終了1か月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合

- ・利用者の要介護認定区分が非該当(要支援、自立)と認定された場合
なお、変更後の利用についてはご相談ください。
- ・利用者がお亡くなりになった場合

(3) 訪問介護員の禁止行為

- 訪問介護員は、サービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。
- ・原則として医療行為を行うことができません。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭を取扱うことはできません。
 - ・利用者のための介護、家事を行う業務なので、庭の草刈りや他の家族の食事の用意などをすることはできません。

6. 緊急時の対応

- (1) サービス提供中に容態の変化等があった場合は、ご家族・ご親族、医師、居宅介護支援事業者などへ連絡を取る等必要な措置を講じます。
- (2) 利用中に事故が発生した場合、ご家族に連絡をするとともに必要な措置を講じます。

緊急連絡先	氏名(続柄)	(電話)
	住所	
主治医	医療機関名	(電話)
	医師名	

7. サービス内容に関する苦情・相談

(1) 当事業所における苦情の受付

訪問介護ステーションひばりの里
管理者 小山 美穂子
電話番号 0480-67-0069

(2) 行政機関、その他苦情受付機関 (電話番号)

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| ・加須市役所本庁舎高齢介護課 0480-62-1111 | ・騎西総合支所福祉課 0480-73-1111 |
| ・羽生市役所保健医療課介護保険係 048-561-1121 | ・大利根総合支所福祉課 0480-72-1317 |
| ・北川辺総合支所福祉課 0280-61-1204 | ・久喜市役所介護福祉課 0480-22-1111 |
| ・埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568 (苦情相談専用) | |

8. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】 なし

【公表の結果】 なし

9. 当法人の概要

名称・法人種別 特定非営利活動法人 ひばりの里ネットワーク
代表者役職・氏名 理事長 近藤るみ子
所在地・電話番号 埼玉県加須市久下字高畑1625番地1
電話 0480-67-0069

令和 年 月 日

訪問介護の提供に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 名称 特定非営利活動法人ひばりの里ネットワーク
所在地 埼玉県加須市久下1625番地1
代表者 理事長 近藤るみ子 印

説明者 所属 訪問介護ステーションひばりの里

氏名 小山美穂子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け
て同意しました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印